

兵庫県公報

平成30年9月11日 火曜日 第3036号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（生活支援課）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止及び休止の届出（同）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施設機関の指定（同）	4
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施設機関の廃止の届出（同）	5
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	5
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	8
○ 県営土地改良事業の工事の完了（同）	8
○ 保安林の指定の解除予定（豊かな森づくり課）	9
○ 同 上（同）	9
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水大気課）	10
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	10
○ 同 上（同）	10
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	10
○ 宅地建物取引業者の事務所の所在地等の不確知（都市政策課）	11
公 告	
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	11
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	12
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	12
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	21
○ 同 上（同）	22
○ 同 上（同）	23
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	24
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	25
病院局公告	
○ 入札公告（県立尼崎総合医療センター）	25
選挙管理委員会告示	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	27
教育委員会公告	
○ 入札公告（県立人と自然の博物館）	28
警察本部公告	
○ 入札公告	30
正 誤	
○ 平成29年2月28日付け兵庫県公報第2878号中	33

告 示

兵庫県告示第801号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年 9月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定医療機関

名 称	所在地	指定年月日
医療法人幸樹会村松医院	芦屋市浜町10-5 メインステージ芦屋浜町1階	平成30年7月1日
宮崎クリニック	伊丹市鈴原町4-4-1	平成27年11月18日
小沢眼科	同 市稲野町3-3	同 月19日
西山歯科	同 市西野8-3 桜台ハイツ1-104	同 月24日
成山・池内クリニック	同 市西台1-1-1 阪急伊丹駅ビル5階	同 月25日
いしかわ整形在宅クリニック	同 市中野西3-1-1 マイシティ伊丹壺番館106	平成27年12月14日
葵リハビリ訪問看護ステーション	同 市中野北2-10-34-301	平成30年4月1日
訪問看護ステーション花うさぎ	豊岡市幸町9-18	同 年6月1日
山本歯科医院	たつの市御津町苅屋361-3	同 年7月17日
アイリス薬局	赤穂市東浜町16	同 年4月1日
金太郎薬局宝塚店	宝塚市南口2-5-34 小林ビル1階	同 年6月1日
風蘭訪問看護ステーション	三木市緑が丘町本町1-2-2 押部建興ビル	同 年7月26日
ウエルシア薬局加西北条店	加西市北条町古坂7-168	同 年8月1日
ウエルシア薬局南あわじ三原店	南あわじ市市徳長674-2	同 年7月1日
安達歯科医院	朝来市和田山町寺谷693	同 年2月1日
栗田歯科医院	淡路市富島948	同 年5月23日
訪問看護ステーションせいふう猪名川	川辺郡猪名川町北田原字屏風岳3	同 年7月5日
スギ薬局日生中央店	同 郡同 町伏見台1-1-56	同
整形外科ひぐちクリニック	同 上	平成30年8月1日



兵庫県告示第802号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から廃止及び休止の届出があった。

平成30年 9月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 廃止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地
岡本クリニック	芦屋市船戸町9—15
訪問看護ステーションスイッチオン伊丹	伊丹市鴻池3—16—10
ウイングファーマシー保険調剤薬局	宝塚市南口2—5—34 小林ビル1階
沢志医院	同 市泉町21—8
サンワ薬局市民病院前店	三木市加佐174—1
荒木医院	加西市北条町古坂1—2
安達歯科医院	朝来市和田山町寺谷693
栗田歯科医院	淡路市富島948
有限会社宇野薬局	多可郡多可町中区中村町116—1

2 休止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地
高津歯科医院	洲本市宇山3—1—28



兵庫県告示第803号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年9月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日
ショートステイ陽光苑	芦屋市陽光町3—75	社会福祉法人ウエル清光会	大阪府豊中市箕輪2—13—12	平成30年6月1日
看護小規模多機能型居宅介護事業所ゆう	たつの市新宮町平野30—1	社会福祉法人栗栖の荘	たつの市新宮町平野692—32	同 月15日
フラワータウン駅ビル調剤薬局	三田市弥生が丘1—11	有限会社アスナロ	三田市弥生が丘1—11	平成30年5月22日



兵庫県告示第804号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成30年9月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容
めばえ薬局	加古川市平岡町新在家 1371-4 キングヴィ ラ1階	株式会社ロイヤルサイ エンス	加古郡稲美町国岡2- 9-16	名称

2 廃止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地
えぶろん介護ステーション	加古川市尾上町安田455-6	有限会社えぶろん介護ステ ーション	加古川市尾上町安田455-6



兵庫県告示第805号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年9月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定施術機関

名 称	住 所	施術所	所在地	指定年月日
平 田 一 馬	豊岡市加広町6-47	にしはら鍼灸整 骨院	豊岡市九日市中町162-2	平成30年7月1日
西 本 豊	高砂市荒井町小松原3-1- 3 オリエンタルマンション I-304	楽笑整骨院	加古川市尾上町安田499-1 尾上ゴルフセンター2階	同 年5月7日
津 村 洋 史	加古川市尾上町長田109-1 コンフォート長田101号	同 上	同 上	同
松 浦 健 司	神戸市北区藤原台北町2-22 -3	みき鍼灸治療院	三木市吉川町渡瀬58	平成30年7月11日
林 拓 哉	小野市王子町158-1 リオ ン101	ヒマワリ鍼灸整 骨院	小野市天神町946-2	同 月18日
三 木 勝 成	同 市黒川町1682	三木整骨院	同 市黒川町1682	平成30年8月9日
川 岸 和 滋	淡路市室津2510-1	かわざし整骨院	淡路市志筑1867-2	同 年7月2日
大 池 和 宏	加古川市野口町坂元北4-22	北てんま整骨鍼 灸院	加古郡稲美町国岡1-96	同 年4月16日
多 賀 陽 三	小野市天神町80-481	同 上	同 上	同
宮 脇 康 人	三木市自由が丘本町2-27	同 上	同 上	同
森 田 将 成	美方郡新温泉町芦屋33-1	ライフプラス整 骨院	滋賀県栗東市御園816-1	平成30年4月1日



兵庫県告示第806号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術機関から廃止の届出があった。

平成30年9月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

廃止の届出があった指定施術機関

名 称	住 所	施 術 所	所 在 地
三 木 勝 成	小野市黒川町1682	三木整骨院	小野市王子町914—102
宮 崎 啓 輔	同 市大島町1641 メゾン ひまわりⅡ101	ヒマワリ鍼灸整骨院	同 市天神町946—2
本 溜 円 香	同 市喜多町401—1	同 上	同 上



兵庫県告示第807号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成30年9月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

神戸市平野町土地改良区

退任役員

役員区分	氏 名	住 所
理 事	戸 田 勉	神戸市西区平野町大畑84番地
同	森 岡 強 司	同 市同区平野町繁田482番地
同	松 井 利 浩	同 市同区平野町下村162番地
同	松 井 利 明	同 市同区平野町下村166番地
同	安 福 孝 明	同 市同区平野町繁田466番地の3
同	藤 本 肇	同 市同区平野町堅田341番地
同	政 井 保 宏	同 市同区平野町堅田424番地
同	澤 田 哲 夫	同 市同区平野町中津406番地の2
同	茨 木 幸 雄	同 市同区平野町大野113番地
監 事	森 博 之	同 市同区平野町下村176番地
同	黒 田 光 男	同 市同区平野町大畑319番地の2

就任役員

役員区分	氏 名	住 所
理 事	吉 川 隆 士	神戸市西区平野町大野157番地
同	森 岡 強 司	同 市同区平野町繁田482番地
同	笹 川 克 巳	同 市同区平野町堅田319番地
同	松 井 肇	同 市同区平野町下村344番地の1
同	戸 田 文 雄	同 市同区平野大畑120番地
同	安 福 孝 明	同 市同区平野町繁田466番地の3
同	大 西 利 宜	同 市同区平野町堅田420番地
同	吉 川 一	同 市同区平野町芝崎125番地
同	石 見 成 幸	同 市同区平野町福中31番地の1
監 事	戸 田 誠 一 郎	同 市同区平野町大畑135番地
同	松 井 利 浩	同 市同区平野町下村162番地

神戸市明石川沿岸土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	神 尾 武 司	神戸市西区平野町慶明222番地
同	吉 川 茂 喜	同 市同区平野町向井305番地の 1
同	内 藤 幸 男	同 市同区平野町向井10番地の 1
同	松 井 信 博	同 市同区平野町慶明236番地
同	和 田 幸 信	同 市同区平野町芝崎276番地
同	松 村 清 孝	同 市同区平野町向井26番地
同	神 尾 正 幸	同 市同区平野町慶明220番地の 3
同	吉 川 和 男	同 市同区平野町芝崎179番地
同	松 村 清 和	同 市同区平野町向井39番地
同	吉 川 貴 八	同 市同区平野町慶明230番地
監 事	神 尾 隆 雄	同 市同区平野町慶明233番地
同	吉 川 通 弘	同 市同区平野町向井275番地の 2
同	和 田 幸 徳	同 市同区平野町芝崎268番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	神 尾 武 司	神戸市西区平野町慶明222番地
同	吉 川 茂 喜	同 市同区平野町向井305番地の 1
同	内 藤 幸 男	同 市同区平野町向井10番地の 1
同	松 井 信 博	同 市同区平野町慶明236番地
同	和 田 幸 信	同 市同区平野町芝崎276番地
同	松 村 清 孝	同 市同区平野町向井26番地
同	神 尾 正 幸	同 市同区平野町慶明220番地の 3
同	吉 川 和 男	同 市同区平野町芝崎179番地
同	松 村 清 和	同 市同区平野町向井39番地
同	吉 川 貴 八	同 市同区平野町慶明230番地
監 事	神 尾 隆 雄	同 市同区平野町慶明233番地
同	吉 川 通 弘	同 市同区平野町向井275番地の 2
同	和 田 幸 徳	同 市同区平野町芝崎268番地

八幡土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	谷 口 和 夫	豊岡市宮井959番地
同	尾 谷 栄 省	同 市庄430番地
同	田 中 博 武	同 市岩井367番地の 2
同	小 山 綱 雄	同 市福成寺160番地
同	松 井 盛 彦	同 市岩井1007番地
監 事	大 永 正 信	同 市野垣248番地
同	森 田 一 彦	同 市大谷787番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	尾 谷 栄 省	豊岡市庄430番地
同	小 山 綱 雄	同 市福成寺160番地
同	田 中 博 武	同 市岩井367番地の 2
同	森 弘 貴	同 市宮井406番地の 1
同	松 井 盛 彦	同 市岩井1007番地
監 事	森 田 一 彦	同 市大谷787番地
同	大 永 正 信	同 市野垣248番地

荒原土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	村 尾 良 則	豊岡市長谷409番地
同	足 野 政 美	同 市香住484番地
同	長谷川 豊	同 市長谷1096番地
同	長谷川 洋 一	同 市長谷434番地
同	太 田 克 己	同 市香住1166番地の1
同	美 藤 博 之	同 市長谷488番地
同	澤 田 紀 昭	同 市香住678番地
同	澤 田 仁 克	同 市香住908番地の1
同	村 尾 久 司	同 市長谷532の3番地
監 事	田 中 壽 仁	同 市香住664番地
同	美 藤 晴 仁	同 市長谷830番地の3
同	田 中 昇	同 市香住530番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	澤 田 仁 克	豊岡市香住908番地の1
同	村 尾 良 則	同 市長谷409番地
同	山 下 護	同 市香住836番地
同	田 中 昇	同 市香住530番地
同	長谷川 洋 一	同 市長谷434番地
同	太 田 克 己	同 市香住1166番地の1
同	美 藤 博 之	同 市長谷488番地
同	村 尾 久 司	同 市長谷532の3番地
同	澤 田 紀 昭	同 市香住678番地
監 事	足 野 政 美	同 市香住484番地
同	美 藤 晴 仁	同 市長谷830番地の3
同	長谷川 豊	同 市長谷1096番地

下島土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	秦 忠 雄	豊岡市城崎町桃島1008番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	近 藤 章	豊岡市桜町8番7号

毘沙門土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	岩 崎 利 昭	三木市吉川町毘沙門597番地
同	箕 畑 秀 樹	同 市吉川町毘沙門939番地の1
同	藤 田 忠 司	同 市吉川町毘沙門275番地の2
同	藤 田 芳 昭	同 市吉川町毘沙門13番地
同	門 垣 清 士	同 市吉川町毘沙門952番地
監 事	岩 崎 忠 彦	同 市吉川町毘沙門916番地
同	城 越 吉 弘	同 市吉川町毘沙門595番地の2

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	箕 畑 秀 樹	三木市吉川町毘沙門939番地の1
同	藤 田 芳 昭	同 市吉川町毘沙門13番地
同	藤 田 忠 司	同 市吉川町毘沙門275番地の2

同	門 垣 清 士	同 市吉川町毘沙門952番地
同	岩 崎 圭 治	同 市吉川町毘沙門693番地の1
監 事	城 越 吉 弘	同 市吉川町毘沙門595番地の2
同	岩 崎 利 昭	同 市吉川町毘沙門597番地

中場池土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	高 松 秀 城	加古郡稲美町岡2515番地の1
同	馬 田 敏 博	同 郡同 町印南1013番地の2
同	武 仲 裕 司	姫路市新在家3丁目10番17号
同	大 西 昌 之	加古郡稲美町岡2552番地の8
同	福 嶋 賢 二	同 郡同 町岡2612番地の3
監 事	奥 村 好 宏	同 郡同 町岡2484番地の3
同	中 岡 善 昭	同 郡同 町印南796番地の5

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	大 辻 良 典	加古郡稲美町蛸草862番地の3
同	井 澤 元 博	同 郡同 町印南809番地の1
同	鷺 野 浩 靖	同 郡同 町岡2517番地の1
同	井 澤 守	同 郡同 町印南989番地の4
同	大 辻 節 文	同 郡同 町岡2545番地の7
監 事	福 嶋 義 久	同 郡同 町蛸草857番地の3
同	西 川 幹 雄	同 郡同 町岡2256番地



兵庫県告示第808号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成30年8月27日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成30年9月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
水利施設等保全高度化事業	泉地区	平成30年9月11日から 同 年10月1日まで	篠山市役所



兵庫県告示第809号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく次の県営土地改良事業の工事は、完了した。

平成30年9月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地区名 (工区名)	地 域 名	工事着手 年月日	工事完了 年月日	備考 (事業内容)

経営体育成基盤整備事業	大沢（神付） 第1-1工区	神戸市北区大沢町神付	平成2.10.23	平成19.3.26	区画整理 暗渠排水 かんがい排水
同 上	大沢（神付） 第1-2工区	同 市同区大沢町神付 同 市同区八多町深谷	平成7.6.27	平成19.3.26	同 上
同 上	大沢（上大沢） 第2-1工区	同 市同区大沢町上大沢	平成1.1.28	平成19.3.26	区画整理 かんがい排水
同 上	大沢（上大沢） 第2-2工区	同 上	平成13.11.1	平成19.3.26	同 上
同 上	大沢（中大沢） 第3-1工区	神戸市北区大沢町中大沢	平成1.10.9	平成19.3.26	区画整理 暗渠排水 かんがい排水
同 上	大沢（中大沢） 第3-2工区	同 上	平成4.8.28	平成19.3.26	区画整理 かんがい排水
同 上	大沢（日西原） 第4-1工区	神戸市北区大沢町日西原 同 市同区大沢町簾 同 市同区大沢町中大沢	平成2.9.29	平成19.3.26	区画整理 暗渠排水 かんがい排水
同 上	大沢（簾） 第5工区	同 市同区大沢町簾 同 市同区大沢町日西原	平成1.2.4	平成19.3.26	区画整理 かんがい排水
同 上	大沢（市原） 第6工区	同 市同区大沢町市原 同 市同区大沢町簾	平成1.2.4	平成19.3.26	区画整理 暗渠排水 かんがい排水



兵庫県告示第810号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成30年9月11日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 解除予定保安林の所在場所
豊岡市竹野町田久日字磯ノ上644の17（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第811号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成30年9月11日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 解除予定保安林の所在場所

豊岡市竹野町田久日字磯ノ上644の2・644の17（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第812号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除する。

平成30年9月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定を解除する区域

平成30年兵庫県告示第654号により指定した区域（小野市浄谷町字大道ノ上1819番8、宇南池ノ内2097番1の各一部）の全部

2 特定有害物質の名称

鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

3 汚染の除去等の措置

基準不適合土壌の掘削による除去



兵庫県告示第813号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年9月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（2級基準点測量及び3級基準点測量）

2 作業期間

平成30年6月23日から同年11月30日まで

3 作業地域

姫路市飾磨区須加地内



兵庫県告示第814号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、神戸市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年9月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量）

2 作業期間

平成30年8月15日から同年9月30日まで

3 作業地域

神戸市西区井吹台北町及び櫛谷町地内



兵庫県告示第815号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、姫路市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年9月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間
平成30年5月14日から同年7月31日まで
- 3 作業地域
姫路市下手野地内



兵庫県告示第816号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地及び代表者の所在を確認できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定により、その旨公告する。

この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同条の規定により告示の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成30年9月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 商号又は名称 株式会社ネクスト
- 2 代表者氏名 濱 崎 富 紀
- 3 事務所所在地 神戸市兵庫区水木通一丁目5番26—101号
- 4 免 許 番 号 兵庫県知事(1)第11625号
- 5 免 許 年 月 日 平成25年10月25日

公 告

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年9月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
味取(5) I (140020168)	美方郡香美町村岡区味取（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
大糠(3) I (140020169)	美方郡香美町村岡区大糠（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
日影(2) I (140020170)	美方郡香美町村岡区日影（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1から別図3までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

- 2 指定の案の閲覧期間
平成30年9月19日（水）から同年10月3日（水）まで
- 3 指定の案の閲覧場所
兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所及び香美町役場
- 4 意見書に関する事項
(i) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所河川砂防課
〒669-6701 美方郡新温泉町芦屋522—4

(3) 提出期限

平成30年10月3日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年12月3日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成23年兵庫県告示第198号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年9月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

味取(2)Ⅰ(140020007)の項中別図7、大糠Ⅰ(140020032)の項中別図32、日影Ⅰ(140020036)の項中別図36、黒田Ⅰ(140020039)の項中別図39、大笹(2)Ⅰ(140020049)の項中別図49、大野(8)Ⅱ(140020138)の項中別図138、村岡(9)Ⅲ(140020160)の項中別図160、八井谷南谷川Ⅱ(240020014)の項中別図181、ムシ谷川Ⅰ(240020027)の項中別図194、萩山西谷川Ⅱ(240020041)の項中別図208、神坂川Ⅰ(240020043)の項中別図210を次の図面のとおりに改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

平成30年9月19日(水)から同年10月3日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所及び香美町役場

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所河川砂防課
〒669-6701 美方郡新温泉町芦屋522—4

(3) 提出期限

平成30年10月3日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年12月3日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年9月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
家ノ向 I (140020003)	美方郡香美町村岡区山田 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
家ノ前(1) I (140020004)	美方郡香美町村岡区長瀬 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
家ノ前(2) I (140020005)	美方郡香美町村岡区長瀬 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
味取(1) I (140020006)	美方郡香美町村岡区味取 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
味取(2) I (140020007)	美方郡香美町村岡区味取 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
前田 I (140020008)	美方郡香美町村岡区長須 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
千原 I (140020009)	美方郡香美町村岡区長須 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
高津(2) I (140020012)	美方郡香美町村岡区高津 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
川会(2) I (140020016)	美方郡香美町村岡区川会 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
丸味 I (140020017)	美方郡香美町村岡区丸味 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
和田(1) I (140020019)	美方郡香美町村岡区和田 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
長板(1) I (140020021)	美方郡香美町村岡区長板 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
長板(3) I (140020023)	美方郡香美町村岡区長板 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
熊波(1) I (140020024)	美方郡香美町村岡区熊波 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
祖岡 I (140020026)	美方郡香美町村岡区祖岡 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
福西 I (140020030)	美方郡香美町村岡区村岡 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
板仕野 I (140020031)	美方郡香美町村岡区板仕野 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
大糠 I (140020032)	美方郡香美町村岡区大糠 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり

寺河内 I (140020033)	美方郡香美町村岡区寺河内 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
高井 I (140020034)	美方郡香美町村岡区高井 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
市原 I (140020035)	美方郡香美町村岡区市原 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
日影 I (140020036)	美方郡香美町村岡区日影 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
作山 I (140020037)	美方郡香美町村岡区作山 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
宿 I (140020038)	美方郡香美町村岡区宿 (別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
黒田 I (140020039)	美方郡香美町村岡区黒田 (別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
和池 I (140020040)	美方郡香美町村岡区和池 (別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
高坂 I (140020041)	美方郡香美町村岡区高坂 (別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
口大谷(1) I (140020042)	美方郡香美町村岡区口大谷 (別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
口大谷(2) I (140020043)	美方郡香美町村岡区口大谷 (別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
口大谷(3) I (140020044)	美方郡香美町村岡区口大谷 (別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
口大谷(4) I (140020045)	美方郡香美町村岡区口大谷 (別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
中大谷(1) I (140020046)	美方郡香美町村岡区中大谷 (別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
大笹(1) I (140020048)	美方郡香美町村岡区大笹 (別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
大笹(2) I (140020049)	美方郡香美町村岡区大笹 (別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
大笹(3) I (140020050)	美方郡香美町村岡区大笹 (別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
福岡 I (140020051)	美方郡香美町村岡区福岡 (別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
大野(1) I (140020052)	美方郡香美町村岡区大野 (別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
味取(3) I (140020054)	美方郡香美町村岡区原 (別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり

高津(3) I (140020055)	美方郡香美町村岡区高津 (別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
長瀬(1) I (140020056)	美方郡香美町村岡区長瀬 (別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
長瀬(2) I (140020057)	美方郡香美町村岡区長瀬 (別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
山田 I (140020058)	美方郡香美町村岡区山田 (別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
祖岡(2) I (140020059)	美方郡香美町村岡区祖岡 (別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
和田(2) I (140020061)	美方郡香美町村岡区和田 (別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
入江(3) I (140020062)	美方郡香美町村岡区入江 (別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
相田(1) I (140020063)	美方郡香美町村岡区相田 (別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
和池(2) I (140020064)	美方郡香美町村岡区和池 (別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
村岡(3) I (140020065)	美方郡香美町村岡区村岡 (別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
村岡(7) I (140020068)	美方郡香美町村岡区村岡 (別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
村岡(8) I (140020069)	美方郡香美町村岡区村岡 (別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
高井(2) I (140020070)	美方郡香美町村岡区高井 (別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
耀山 I (140020071)	美方郡香美町村岡区耀山 (別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
黒田(2) I (140020072)	美方郡香美町村岡区黒田 (別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
大笹(4) I (140020073)	美方郡香美町村岡区大笹 (別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
大笹(5) I (140020074)	美方郡香美町村岡区大笹 (別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
中大谷(4) I (140020075)	美方郡香美町村岡区中大谷 (別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
池ヶ平 I (140020076)	美方郡香美町村岡区池ヶ平 (別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり

大野(3)Ⅰ (140020077)	美方郡香美町村岡区大野 (別図58のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
福岡(2)Ⅰ (140020078)	美方郡香美町村岡区福岡 (別図59のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
八井谷(1)Ⅰ (140020082)	美方郡香美町村岡区八井谷 (別図60のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
八井谷(2)Ⅰ (140020083)	美方郡香美町村岡区八井谷 (別図61のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
宿Ⅰ (140020084)	美方郡香美町村岡区宿 (別図62のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
原(1)Ⅱ (140020086)	美方郡香美町村岡区原 (別図63のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
原(2)Ⅱ (140020087)	美方郡香美町村岡区原 (別図64のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
長須(1)Ⅱ (140020088)	美方郡香美町村岡区長須 (別図65のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
長須(2)Ⅱ (140020089)	美方郡香美町村岡区長須 (別図66のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
長須(3)Ⅱ (140020090)	美方郡香美町村岡区高津 (別図67のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
高津(4)Ⅱ (140020091)	美方郡香美町村岡区高津 (別図68のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
高津(5)Ⅱ (140020092)	美方郡香美町村岡区高津 (別図69のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
川会(3)Ⅱ (140020093)	美方郡香美町村岡区高津 (別図70のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
川会(4)Ⅱ (140020094)	美方郡香美町村岡区川会 (別図71のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
長瀬(3)Ⅱ (140020098)	美方郡香美町村岡区長瀬 (別図72のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
長瀬(4)Ⅱ (140020099)	美方郡香美町村岡区長瀬 (別図73のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
境(1)Ⅱ (140020100)	美方郡香美町村岡区境 (別図74のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり
境(2)Ⅱ (140020101)	美方郡香美町村岡区境 (別図75のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図75のとおり
境(3)Ⅱ (140020102)	美方郡香美町村岡区境 (別図76のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図76のとおり
山田(2)Ⅱ (140020103)	美方郡香美町村岡区山田 (別図77のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図77のとおり

小城(1)Ⅱ (140020104)	美方郡香美町村岡区小城 (別図78のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図78のとおり
長板(5)Ⅱ (140020106)	美方郡香美町村岡区長板 (別図79のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図79のとおり
長板(6)Ⅱ (140020107)	美方郡香美町村岡区長板 (別図80のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図80のとおり
長板(7)Ⅱ (140020108)	美方郡香美町村岡区長板 (別図81のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図81のとおり
長板(8)Ⅱ (140020109)	美方郡香美町村岡区長板 (別図82のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図82のとおり
和田(3)Ⅱ (140020110)	美方郡香美町村岡区和田 (別図83のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図83のとおり
入江(4)Ⅱ (140020111)	美方郡香美町村岡区入江 (別図84のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図84のとおり
萩山(1)Ⅱ (140020112)	美方郡香美町村岡区萩山 (別図85のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図85のとおり
萩山(2)Ⅱ (140020113)	美方郡香美町村岡区萩山 (別図86のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図86のとおり
用野(1)Ⅱ (140020114)	美方郡香美町村岡区用野 (別図87のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図87のとおり
相田(2)Ⅱ (140020115)	美方郡香美町村岡区相田 (別図88のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図88のとおり
和池(3)Ⅱ (140020116)	美方郡香美町村岡区和池 (別図89のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図89のとおり
村岡(10)Ⅱ (140020118)	美方郡香美町村岡区村岡 (別図90のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図90のとおり
村岡(11)Ⅱ (140020119)	美方郡香美町村岡区相田 (別図91のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図91のとおり
村岡(12)Ⅱ (140020120)	美方郡香美町村岡区相田 (別図92のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図92のとおり
村岡(13)Ⅱ (140020121)	美方郡香美町村岡区村岡 (別図93のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図93のとおり
大糠(2)Ⅱ (140020122)	美方郡香美町村岡区大糠 (別図94のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図94のとおり
寺河内(3)Ⅱ (140020124)	美方郡香美町村岡区寺河内 (別図95のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図95のとおり
寺河内(4)Ⅱ (140020125)	美方郡香美町村岡区寺河内 (別図96のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図96のとおり
宿(3)Ⅱ (140020126)	美方郡香美町村岡区宿 (別図97のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図97のとおり

宿(4)Ⅱ (140020127)	美方郡香美町村岡区宿 (別図98のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図98のとおり
作山(2)Ⅱ (140020130)	美方郡香美町村岡区作山 (別図99のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図99のとおり
作山(3)Ⅱ (140020131)	美方郡香美町村岡区作山 (別図100のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図100のとおり
作山(4)Ⅱ (140020132)	美方郡香美町村岡区作山 (別図101のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図101のとおり
中大谷(5)Ⅱ (140020133)	美方郡香美町村岡区口大谷 (別図102のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図102のとおり
大野(4)Ⅱ (140020134)	美方郡香美町村岡区大野 (別図103のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図103のとおり
大野(5)Ⅱ (140020135)	美方郡香美町村岡区大野 (別図104のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図104のとおり
大野(6)Ⅱ (140020136)	美方郡香美町村岡区大野 (別図105のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図105のとおり
大野(7)Ⅱ (140020137)	美方郡香美町村岡区大野 (別図106のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図106のとおり
大野(8)Ⅱ (140020138)	美方郡香美町村岡区大野 (別図107のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図107のとおり
森脇Ⅱ (140020139)	美方郡香美町村岡区森脇 (別図108のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図108のとおり
福岡(7)Ⅱ (140020141)	美方郡香美町村岡区福岡 (別図109のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図109のとおり
福岡(8)Ⅱ (140020142)	美方郡香美町村岡区福岡 (別図110のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図110のとおり
八井谷(3)Ⅱ (140020143)	美方郡香美町村岡区八井谷 (別図111のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図111のとおり
八井谷(4)Ⅱ (140020144)	美方郡香美町村岡区八井谷 (別図112のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図112のとおり
八井谷(5)Ⅱ (140020145)	美方郡香美町村岡区八井谷 (別図113のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図113のとおり
八井谷(6)Ⅱ (140020146)	美方郡香美町村岡区八井谷 (別図114のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図114のとおり
味取(4)Ⅲ (140020147)	美方郡香美町村岡区味取 (別図115のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図115のとおり
長須(4)Ⅲ (140020148)	美方郡香美町村岡区長須 (別図116のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図116のとおり
長須(5)Ⅲ (140020149)	美方郡香美町村岡区長須 (別図117のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図117のとおり

高津(6)Ⅲ (140020151)	美方郡香美町村岡区高津 (別図118のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図118のとおり
長瀬(5)Ⅲ (140020152)	美方郡香美町村岡区長瀬 (別図119のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図119のとおり
境(4)Ⅲ (140020154)	美方郡香美町村岡区境 (別図120のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図120のとおり
板仕野(2)Ⅲ (140020157)	美方郡香美町村岡区板仕野 (別図121のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図121のとおり
神坂(1)Ⅲ (140020158)	美方郡香美町村岡区高井 (別図122のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図122のとおり
鹿田(1)Ⅲ (140020159)	美方郡香美町村岡区鹿田 (別図123のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図123のとおり
村岡(9)Ⅲ (140020160)	美方郡香美町村岡区相田 (別図124のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図124のとおり
高井(3)Ⅲ (140020161)	美方郡香美町村岡区市原 (別図125のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図125のとおり
黒田(4)Ⅲ (140020162)	美方郡香美町村岡区宿 (別図126のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図126のとおり
大笹(6)Ⅲ (140020163)	美方郡香美町村岡区大笹 (別図127のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図127のとおり
大野(9)Ⅱ (140020167)	美方郡香美町村岡区大野 (別図128のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図128のとおり
後谷川(1)Ⅰ (240020006)	美方郡香美町村岡区口大谷 (別図129のとおり)	土石流	別図129のとおり
後谷川(2)Ⅰ (240020007)	美方郡香美町村岡区口大谷 (別図130のとおり)	土石流	別図130のとおり
大野南谷川Ⅱ (240020009)	美方郡香美町村岡区大野 (別図131のとおり)	土石流	別図131のとおり
谷山川Ⅱ (240020010)	美方郡香美町村岡区大野 (別図132のとおり)	土石流	別図132のとおり
八井谷南谷川Ⅱ (240020014)	美方郡香美町村岡区福岡 (別図133のとおり)	土石流	別図133のとおり
八井谷川Ⅰ (240020016)	美方郡香美町村岡区八井谷 (別図134のとおり)	土石流	別図134のとおり
八井谷川Ⅱ (240020018)	美方郡香美町村岡区八井谷 (別図135のとおり)	土石流	別図135のとおり
和池川(2)Ⅰ (240020024)	美方郡香美町村岡区和池 (別図136のとおり)	土石流	別図136のとおり
奥谷川Ⅱ (240020025)	美方郡香美町村岡区和池 (別図137のとおり)	土石流	別図137のとおり

ムシ谷川Ⅰ (240020027)	美方郡香美町村岡区作山 (別図138のとおり)	土石流	別図138のとおり
市原谷川Ⅱ (240020028)	美方郡香美町村岡区市原 (別図139のとおり)	土石流	別図139のとおり
耀山谷川Ⅰ (240020031)	美方郡香美町村岡区市原 (別図140のとおり)	土石流	別図140のとおり
大糠川Ⅰ (240020037)	美方郡香美町村岡区大糠 (別図141のとおり)	土石流	別図141のとおり
萩山西谷川Ⅱ (240020041)	美方郡香美町村岡区萩山 (別図142のとおり)	土石流	別図142のとおり
神坂川Ⅰ (240020043)	美方郡香美町村岡区神坂 (別図143のとおり)	土石流	別図143のとおり
宮谷川Ⅰ (240020046)	美方郡香美町村岡区鹿田 (別図144のとおり)	土石流	別図144のとおり
中ヶ谷川Ⅰ (240020049)	美方郡香美町村岡区長板 (別図145のとおり)	土石流	別図145のとおり
溝口谷川Ⅱ (240020050)	美方郡香美町村岡区祖岡 (別図146のとおり)	土石流	別図146のとおり
笹谷川Ⅱ (240020054)	美方郡香美町村岡区長板 (別図147のとおり)	土石流	別図147のとおり
布谷川Ⅰ (240020058)	美方郡香美町村岡区長須 (別図148のとおり)	土石流	別図148のとおり
宮ノ谷川Ⅰ (240020062)	美方郡香美町村岡区長瀬 (別図149のとおり)	土石流	別図149のとおり
山田谷川Ⅰ (240020064)	美方郡香美町村岡区山田 (別図150のとおり)	土石流	別図150のとおり

(別図1から別図150までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成30年9月19日(水)から同年10月3日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所及び香美町役場

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所河川砂防課

〒669-6701 美方郡新温泉町芦屋522-4

(3) 提出期限

平成30年10月3日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年12月3日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成30年9月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) ドラッグコスモス北在家店
所在地 加古川市加古川町北在家2677番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社コスモス薬品
住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表者の氏名 宇 野 正 晃
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社コスモス薬品
住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表者の氏名 宇 野 正 晃
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成31年4月18日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,202平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
34台
 - (2) 駐輪場の収容台数
15台
 - (3) 荷さばき施設の面積
32平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
13.5立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後9時45分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
出入口3箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成30年8月17日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間

平成30年9月11日から4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成31年1月11日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成30年9月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) キセラ川西複合商業施設

所在地 川西市火打一丁目398ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社アントクエステート	川西市火打二丁目12番26号	安 田 萬 作
株式会社ツルハ	札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	鶴 羽 順
株式会社イエローハット	東京都千代田区岩本町一丁目7番4号	堀 江 康 生

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西スーパーマーケット	伊丹市中央五丁目3番38号	福 谷 耕 治
株式会社ツルハ	札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	鶴 羽 順
株式会社イエローハット	東京都千代田区岩本町一丁目7番4号	堀 江 康 生

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成31年4月21日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,859平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

111台

(2) 駐輪場の収容台数

145台

(3) 荷さばき施設の面積

184平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

25.9立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前7時

閉店時刻 午後11時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分から午後11時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

- 出入口1箇所、入口1箇所、出口1箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成30年8月20日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間
平成30年9月11日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限
平成31年1月11日
- (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成30年9月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) 養父複合商業施設
所在地 養父市上箇字下河原66番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 ダイワロイヤル株式会社
住所 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
代表者の氏名 原 田 健
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 住所 代表者の氏名
ウエルシア薬局株式会社 東京都千代田区外神田二丁目2番地15 水 野 秀 晴
外未定1者
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成31年4月21日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,642平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の収容台数
65台
- (2) 駐輪場の収容台数
47台
- (3) 荷さばき施設の面積
45平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量
20.1立方メートル

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 翌午前0時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から翌午前0時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
入口1箇所、出口1箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

8 届出年月日
平成30年 8月20日

- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第2課
 - (2) 縦覧期間
平成30年 9月11日から 4月間

- 10 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成31年 1月11日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成30年 9月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) イオンタウン川西
所在地 川西市多田桜木一丁目102ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の住所並びに法人にあつては代表者の氏名
名称 イオンタウン株式会社
住所 千葉市美浜区中瀬一丁目 5番地 1
代表者の氏名 加 藤 久 誠
- 3 変更事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 - (1) 変更前
大 門 淳
 - (2) 変更後
加 藤 久 誠
- 4 変更年月日
平成30年 5月28日
- 5 届出年月日
平成30年 8月20日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成30年9月11日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成31年1月11日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年9月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加東市河高字黒石3014番6、3014番7

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

神戸市中央区浜辺通四丁目1番23号

株式会社アバシステムズ 代表取締役 福 井 のり子

3 許可年月日及び許可番号

平成30年6月11日

兵庫県指令北播（加土）（建）第1－6号（30加東）

病 院 局 公 告

入札公告

下記の調達について次のとおり一般競争入札に付す。

平成30年9月11日

兵庫県病院事業 契約担当者

県立尼崎総合医療センター院長 平 家 俊 男

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

県立尼崎総合医療センター医事業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成31年1月1日（火）から平成32年3月31日（火）までとする。

ただし、委託期間の終了の日までに、委託者から何らかの意思表示がないときは、その翌日においてさらに1年間同一の条件でこの契約期間を更新するものとし、その後平成35年3月31日までの間は毎年同様に更新できるものとする。

(4) 履行場所

県立尼崎総合医療センター 尼崎市東難波町2丁目17番77号

(5) 入札方法

上記(1)について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見

積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 上記(1)の名簿に「医療事務業務」、「医事関連業務委託」、「診療報酬請求業務」等を希望業種として登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (4) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 日本国内において、過去5年以内に1年以上継続して一般病床400床以上の病院で医事業務全般の業務実績を有していること。
- (7) 病院の業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これを受けていること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒660-8550 尼崎市東難波町2丁目17番77号
県立尼崎総合医療センター経営企画部経理課
電話 (06) 6480-7000 内線4027
- (2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)サで提出を求める誓約書の交付期間
平成30年9月11日（火）から同月25日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札参加申込書の受付期間
上記(2)に同じ。
- (4) 入札・開札の日時及び場所
平成30年10月23日（火）午後1時30分 県立尼崎総合医療センター4階第4会議室
- (5) 入札書の提出期限
上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成30年10月22日（月）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額（入札書記載金額の100分の108の金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成30年10月18日（木）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。
- (4) 入札者に求められる義務
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した特定役務を履行できることを証明する書類を申込書に添付して指定の期間内に提出し、契約担当者による一般競争入札参加資格及び履行能力の確認を受けること。
イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められ

た場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成31年1月1日（火））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

本公告及び入札説明書に示した一般競争入札参加資格及び履行能力があると確認された者であって、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第55号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定するとともに、既に指定した施設に関し、指定内容の変更があったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年9月11日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 立石幸雄

1 病院及び介護老人保健施設の表西脇市の項中

「

大山病院	同 市黒田庄町田高313
------	--------------

」

を

「		大山記念病院	同 市黒田庄町田高313	」
---	--	--------	--------------	---

に改め、同表猪名川町の項中

「		小規模介護老人保健施設 ふれあい大島	同 町鎌倉字横大道20—2	」
---	--	--------------------	---------------	---

を

「		小規模介護老人保健施設 ふれあい大島	同 町鎌倉字横大道20—2	」
		介護老人保健施設 せいふう若葉	同 町柏梨田字イハノ谷250	

に改める。

教 育 委 員 会 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成30年9月11日

契約担当者

兵庫県立人と自然の博物館長 中 瀬 勲

1 入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量
兵庫県立人と自然の博物館情報システム及び機器更新業務等 一式
- (2) 調達物品の特質等
調達物品の性能等に関し、契約担当者が仕様書で指定する特質等を有すること。
- (3) 契約期間
平成31年3月1日（金）から平成36年2月29日（木）まで（60箇月）
- (4) 納入場所
兵庫県立人と自然の博物館が指示する場所
- (5) 入札方法
上記(1)について入札に付す。

落札決定に当たっては、賃借料1月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること（入札書の金額は、契約期間全体の総額を記載すること。）。

2 入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で下記4(1)の入札開始日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「入札参加申込書」という。）の提出期限日及び当該入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (5) 過去に、博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）第19条の規定により博物館に相当する施設から、情報システム・機器更新業務等を受注した実績があること。
- (6) 当該物品を第三者をして貸し付けようとする者は、当該物品を自ら貸し付ける能力を有するとともに、第三者をして貸付できる能力を有することを証明したものであること。
- (7) 代表企業又はグループ構成企業のいずれかが、兵庫県内又は近隣府県（当館より公共交通機関を用いて1時間以内）に社員が常駐するサポート拠点（機器保守及びSE）を持つこと。
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 入札参加申込書の提出場所等

- (1) 入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒669-1546 三田市弥生が丘6丁目
兵庫県立人と自然の博物館 生涯学習課情報管理室 担当 中前
電話 (079) 559-2006 (直通)
- (2) 入札参加申込書の提出期限、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成30年9月11日（火）から同月26日（水）まで（同月18日（火）を除く。）
毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

4 入札、開札の日時及び場所等

- (1) 入札、開札の日時及び場所
平成30年10月24日（水）午前10時 兵庫県立人と自然の博物館4階実習室
- (2) 入札書の提出期限
上記(1)の入札、開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成30年10月23日（火）午後5時までに上記3(1)の場所に必着のこと。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成30年10月17日（水）の正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
- (4) 入札者に求められる義務
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書を平成30年9月26日（水）午後5時までに上記3(1)の場所に提出すること。
イ 入札しようとする物品の仕様書との整合性について、必ず確認を受けること。
ウ 入札に参加する者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの申込書に関し、説明を求められた場合はそれに応じること。
- (5) 入札に関する条件
ア 入札書は所定の日時及び場所に到達していること。
イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険契約が契約締結予定日（平成30年10月31日（水））までであること。
ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格がない者のした入札、入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した兵庫県立人と自然の博物館情報システム及び機器更新業務等一式を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of Competitive Tendering

(1) Nature of the services to be required:

Lease of the computer system used for the management of the exhibition and the office work in the Museum of Nature and Human Activities, Hyogo

(2) Lease period:

March 1, 2019 - February 29, 2024

(3) Deadline for the submission of tender application form:

September 26, 2018, 5:00pm

(4) Deadline for tender:

October 23, 2018, 5:00pm by mail

October 24, 2018, 10:00am by direct delivery

(5) Office to contact concerning the notice:

Lifelong learning Division, Museum of Nature and Human Activities, Hyogo

6-chome, Yayoigaoka, Sanda, Hyogo 669-1546

TEL (079) 559-2006

警察本部公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成30年9月11日

契約担当者

兵庫県警察本部長 西川直哉

1 調達内容

(1) 件名

IC運転免許証用両面コピー機賃貸借

(2) 契約期間

平成31年2月1日（金）から平成36年1月31日（水）まで

(3) 履行場所及び仕様

入札説明書による。

(4) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入局管理課に申請し、開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 申込書・入札書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 荒川

電話 (078) 341-7441 内線2253

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成30年9月11日(火)から同年9月25日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成30年10月17日(水)午前10時 兵庫県警察本部4階入札室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成30年10月16日(火)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額に予定月数を乗じて得た額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成30年10月16日(火)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

免除

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した書類を平成30年9月25日(火)までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

- ア 入札書が所定の場所に所定の日時までには到達していること。
- イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までには提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成30年10月24日（水））までであること。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札金額は、前記1(1)の件名の月額金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。
- ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を賃貸借できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Naoya Nishikawa, Chief of Hyogo Prefectural Police HQ
- (2) Nature and quantity of the products to be purchased:
Lease agreement of double-sided photocopiers for IC-embedded driver's license
- (3) Lease period:
February 1, 2019 - January 31, 2024
- (4) Lease place:
Hyogo Prefectural Police HQ
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
17:00 September 25, 2018
- (6) Deadline for tender:
17:00 October 16, 2018 by mail
10:00 October 17, 2018 by direct delivery
- (7) Person to contact concerning the notice:
Masanobu Arakawa, Finance Division, Hyogo Prefectural Police HQ
5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510
TEL (078) 341-7441 Ext. 2253

正 誤

○平成29年2月28日付け（兵庫県公報第2878号）
兵庫県告示第196号（土砂災害特別警戒区域の指定）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
27	上から61	美方郡香美町小代区熱田（別図42のとおり）	美方郡香美町小代区野間谷（別図42のとおり）
	上から65	美方郡香美町小代区熱田（別図43のとおり）	美方郡香美町小代区野間谷（別図43のとおり）